

釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進にあたり、その施策が着実に効果を現す方向に向かうよう、専門的かつ客観的な視点から助言を得るため、釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月25日策定）（以下「総合戦略」という。）の推進にあたり、その施策が着実に効果を現す方向に向かうよう、専門的かつ客観的な視点から助言を得るため、釧路市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総合戦略の推進にあたり、施策の進捗や重要業績評価指標（KPI）の検証結果を踏まえ、総合戦略について専門的かつ客観的な視点から助言を行う。</u></p> <p>(2) <u>総合戦略の策定及び改定に関わる協議及び助言を行う。</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進会議は、総合戦略の推進にあたり、施策の進捗や重要業績評価指標（KPI）の検証結果を踏まえ、総合戦略について専門的かつ客観的な視点から助言を行う。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和元年7月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年7月1日から施行する。</p>